

## 会 議 録

名 称	市川市子ども・子育て会議（平成25年度第5回）	
議題及び議題毎の公開・非公開の別 ※非公開の場合は公文書公開条例第8条の項号を記載する	1 市民ニーズ調査結果の中間報告について 2 eモニターアンケートの結果報告について 3 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）について 4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）について 5 子供のための教育・保育給付の支給認定に関する基準（運営基準）について 6 放課後児童健全育成事業（放課後保育クラブ）の設備及び運営の基準について 7 子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業について 8 委員提出資料について	
開催日時場所	平成26年2月7日（金）午後2時～4時30分 市川市役所本庁 3階 第5委員会室	
出席者	委員	高尾委員、川副委員、西委員、小安委員、阿部委員、橋本委員、吉原委員、幸前委員、荻野委員、村上委員、緑川委員、山下委員、徳安委員
	事務局（所管課）	子育て支援課
	関係部・課等	保育課、保育計画推進課、発達支援課、保健センター健康支援課、教育総務部教育政策課、就学支援課、青少年育成課
傍聴区分	◎（1人）・不可	
会議の概要	※別紙参照	
配布資料	<事務局資料> ・資料1 市民ニーズ調査結果の中間報告 ・資料2 eモニターアンケートの結果報告 ・資料3 地域型保育事業の認可基準について ・資料4 確認制度 ・資料5 支給認定基準について ・資料6 放課後児童健全育成事業（放課後保育クラブ）の設備及び運営の基準について ・資料7 子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業について <委員提出資料> ・佐藤委員提出資料、徳安委員提出資料、幸前委員提出資料	

別紙

市川市子ども・子育て会議（平成25年度第5回）（詳細）

1、開催日時：平成26年2月7日（金）午後2時～4時30分

2、場 所：市川市役所本庁 3階 第5委員会室

3、出席者：

（委員）高尾委員、川副委員、西委員、小安委員、阿部委員、橋本委員、幸前委員、  
吉原委員、荻野委員、村上委員、緑川委員、山下委員、徳安委員

（市川市）吉光こども部長、子育て支援課（小松課長）、保育課（大野副参事）、保育計  
画推進課（関課長）、発達支援課（行木課長）、保健センター健康支援課（伊  
藤主幹）、津吹教育総務部長、高坂教育総務部次長、教育政策課（永田課長）、  
就学支援課（伊藤課長）青少年育成課（山田課長）

4、議 題：

1. 市民ニーズ調査結果の中間報告について
- 2.e モニターアンケートの結果報告について
- 3.地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）について
- 4.特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）について
- 5.子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準（支給認定）について
- 6.放課後児童健全育成事業（放課後保育クラブ）の設備及び運営の基準について
- 7.子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業について
- 8.委員提出資料について

5、配布資料：

<事務局資料>

- ・資料1 市民ニーズ調査結果の中間報告
- ・資料2 e モニターアンケートの結果報告
- ・資料3 地域型保育事業認可基準について
- ・資料4 確認制度
- ・資料5 支給認定基準について
- ・資料6 放課後児童健全育成事業（放課後保育クラブ）の設備及び運営の基準について
- ・資料7 子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業について

<委員提出資料>

- ・佐藤委員提出資料、徳庵委員提出資料、幸前委員提出資料

【午後2：00から開始】

高尾会長： それでは只今より、平成25年度第5回市川市子ども・子育て会議を開催いたします。先ほど、事務局から連絡がありましたが、本日は2名の方が欠席に、1名の方が遅刻ということでございます。委員の半数以上が出席されておりますので本日の会議は成立いたします。次に、本日の会議の公開に関して、皆様方にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開ということになっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので、公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(意義なし)

それでは傍聴人の方がいらっしゃいましたら、どうぞ中にお入り下さい。

高尾会長： それでは次第の1、2ですが、まず次第の1、市民ニーズ調査の中間報告について、次第2、eモニターアンケートの結果報告について、合わせて事務局より説明をお願いいたします。

子育て支援課長：(資料1「市民ニーズ調査結果の中間報告」、資料2「eモニターアンケートの結果報告」に基づき説明。)

高尾会長： ただ今事務局より説明がございましたが、質問や感想がありましたらお願い致します。第5回ということで、委員の皆さま方の意見を活発化していきたいと思っておりますので、積極的にご意見、感想を聞かせて頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。それではどうぞ。

緑川委員： 緑川です。ニーズ調査の中間報告を見させて頂いて、私の周りでも何人かこの調査書が届いたという人がおりました。全員に聞いたわけではないのですが、やはり意見を聞いてみると実際に自分が知らない施設や、サービスに関わっていないと何について質問しているのかわからないと。まず大量のアンケートが送られてきて、白黒で、それを見ただけでうんざりしてしまったとのことでした。聞いた人は皆さん回答して送ったと言っていました。やはりまず保護者に情報がなかなか入ってこないという感想を持ちました。情報から先に入ってくるわけではなく、実際に「こういうサービスがほしい」という時に自ら調べるという順番なので、市川市にはこういうサービスがあるのだ、こういう事もできるのだというのをもっと子育てをしている方々に、告知が出来るような工夫があったら良いと思われました。以上です。

高尾会長： はい。他に委員の皆さんの中でご意見ありますでしょうか。はい、どうぞ。

幸前委員： 幸前です。今ほど事務局の方がピックアップして説明をして頂いたのですが、私は一番初め 5 ページで、子育て支援事業を利用している・していない、のところでおかしいと思った感想を伝えさせていただきます。まず利用していない割合が最も多く、利用している中ではこども館の割合が最も多いと記載されていますが、実際は親子つどいの広場は 0 歳から 3 歳が中心で、子育て支援センターに関しても基本幼稚園に上がる前、保育園に上がる前の方が利用されています。こども館はそれに対して 0 歳から 18 歳までの子どもを対象としているので、実際は未就学児の方のアンケート 2,176 件のうち、半分为 0 歳から 3 歳、半分为 3 歳から 5 歳とすると、こども館は全年齢が対象となっているので、数値が多くなるのは当たり前かなと思いました。わざわざこういう分析をしていることに対して少し疑問を持ったので、発言させていただきます。

高尾会長： 他に、委員の皆様、ご意見ございませんでしょうか。山下委員何かありますか。

山下委員： 山下です。幸前さんがご指摘されていた、問 11 ですか、親子つどいの広場または地域子育て支援センターを利用していない人が 8 割弱ぐらいあるということで、私は利用している側の人間ですけれども、それが非常に少ないのだな、というのが率直な感想で、7 割のお母さん達は利用せずに自宅で子育てをしている。それが悪いということではありませんが、以前保健師さんかどなたかから、何も外と関わりがないお母さんが一番怖い、ということ聞いたことがあります。子育ては一人ですることではなく、もっと周りに関わりながら子育てをした方が良いと思うので、この 7 割の利用されていない方達のケアをどのようにしていくのかというところが気になりました。以上です。

高尾会長： はい、荻野委員。

荻野委員： 荻野です。私はその 7 割の方の人間でした。このようなサービスがあることを全く知らずに長男を育ててきて、周りとの関わりが無かったわけではなく、保育園に入れさせてもらって働きながら子育てをしてきたので、この 7 割の方が丸々、周りの方と関わっていないわけではないと思います。

高尾会長： 利用していないだけ、ということですね。他にご意見ありますか。はい、小安委員。

小 安 委 員： 小安でございます。感想になりますが、問 32 の、不定期の一時預かりについての説明が先ほどありましたが、ひとつは『0 日』という回答が全ての事業で 80%を超えており、その内訳と申しますか、特に利用する必要がないというのが 25 ページで 60.3%ということですが、この数字はどのように理解したら良いでしょうか。定期に預けてしまっていて、特に一時的な預かりを利用する必要性が無いという事でしょうか。その内訳が良くわからないのが 1 点です。また、ベビーシッターというものは一時預かりの中ではほとんど利用されていないように思いますが、これには何か理由があるのでしょうか。料金とかそういうことでしょうか。教えて頂きたいです。

高 尾 会 長： 委員の皆さん方でわかる点はありますか。川副先生どうですか。

川 副 委 員： 全世帯に調査されているので、幼稚園に入っている人も保育園に入っている人もということになると、この数字は非常に難しい数字です。ただ実際に私が一時保育をやっているもう殺到しており、お断りしなくてはいけないような状況にありますから、まだまだ増やして頂きたいと思いません。しかしこの数字で見ると、必要ないということになってしまうのは、出し方に問題があるのか、今の時点ではわかりません。

高 尾 会 長： はいどうぞ、西委員さん。

西 委 員： 西です。今の一時保育だけではなく、先ほどの子育て支援の施設利用の件ですが、今回は年間で出しているということもひとつ読み取りの違いになってくるのではないかと思います。資料 1 では 0 歳が 26.6%、1、2 歳児のお子さんを持っている方が 28.0%、ここの 0、1、2 歳のお子さんをお持ちの世帯を中心に抽出した年齢別が出れば、はっきりと必要数が明らかになると思います。先ほど一部だけ 0、1、2 歳が多いと言って頂きました。推移や需要はやはり年齢の問題になってくるので、その年齢別の分析とパーセンテージが出ると、もう少しはっきりと必要数が出てくるのではないかと感じたのですが、いかがでしょうか。

高 尾 会 長： それはそうですね、年齢ごとのクロス集計をやってみると出てくると思います。これは中間報告ということなので。事務局の方はどうですか。

事 務 局： 今ご指摘頂きました、子育て支援の拠点事業と不定期の預かり事業については、もう一度年齢別で集計をして、次回、会議の際にお示ししたいと思います。

高 尾 会 長： そうすると、よりはっきりと利用状況、利用希望もわかってきますね。

他にご意見ありますでしょうか。吉原委員さん、どうですか。

吉原委員：吉原です。今のご説明を聞いて、幼稚園と預かり保育の充実を望む方が多いというのを痛切に感じました。近年、保育園に行っていて幼稚園に変わりたいというお話を聞いています。今2歳のクラスのお母さんで、お仕事を持っている方が3名いらっしゃり、その方々が保育園ではなくて幼稚園と預かり保育をつかって、幼稚園に就園したいという希望を聞いています。これからの形態として、幼稚園も教育の機能と預かり保育を充実させながら、そういう方のご希望も叶えられるような施設になっていくことが必要だということを痛切に感じ取りました。今このデータを見てもその辺が読み取れると思います。

これから審議していく市川版の子ども・子育ての施設はある程度多様性を、全てを保育園で、全てを幼稚園で、または幼保一体化の子ども園が良いという問題ではなく、色々なケースを想像して施設をつくっていくことが必要だろうと思います。今市川市では就労型の預かり保育を実施して頂いておりますが、それも横浜型のようにある程度充実させていくと、もう少し待機児童の解消につながると思います。市川の就労型は利用しづらい部分も正直に言うところがあるので、幼稚園側とすると今後研究が必要だと思っています。

それからもう1点、小学校の学童保育についてです。本日欠席の佐藤委員からご相談を受けたのですが、この会議時間が長くなってしまうので、小学校2年生のお子さんを預けることが出来ず、子育てを優先して欠席したとのことでした。しょうがないのでは、とお話をしたのですが、幼稚園・保育園の一時預かりだけではなく、これから小学校の学童も課題だと思っています。今回の会議は特に開催の時間が2時からで、預けにくいといった問題があるようなので今後検討していければと思います。

高尾会長：保育園の側からどうですか。

川副委員：違う意見ですが、クロス集計の年齢のことをとても重要だと思いながら他のデータを見ていました。全体で見るのではなくて、0、1、2歳という分析は本当に重要だと。西委員の発言に感心しておりました。

高尾会長：はい。じゃあ他にご意見ありますでしょうか。どうぞ緑川委員。

緑川委員：緑川です。今吉原委員がおっしゃったように、ケースバイケースが必要だと思っています。保育園や幼稚園は4、5、6歳ではほとんどの方が利用することが多いと思います。0歳から3歳くらいまでは、いざ働こうと思っても保育園が空いていなかったり、預ける場所がなかったりということがあるので。

またいざ預けられる場所があっても、先日子ども2人がインフルエンザにかかってしまって、こういう時にもし自分が働いていたらどこに預けようかと不安です。もし大事な仕事を任されていたら休めるのかと心配していました。以前何かの番組でやっていましたが、熱がある子や病気の子を預かる施設があるという県がありました。ただ、この冬の時期はとても預かる人数が多いけれども、夏や気候が良い時には全く預ける人がいないと、その時に人件費等がかかるという工夫が必要も必要なようです。また先ほどのベビーシッターの件ですが、ベビーシッターの利用を以前私も考えたことあり調べたのですけれど、とにかく料金が高かったり、数が少なかったりと使いづらいです。ファミサポもその家庭に自分の子どもを預けるとなると安感があり、もちろん研修を受けた方々なので大丈夫だとは思いますが、いざ預けるとなると不安が残るので、そこへの工夫ができれば良いと思いました。以上です。

高尾会長： はい、どうぞ。阿部委員。

阿部委員： 阿部でございます。私は学童保育をやっているのでもそこを中心に見ましたが、57ページのところで、前に頂いていた資料で数値を弾き出してみますと、高学年はもう少し多いというイメージあり、週当たり利用日数5日で、現在の状況が0.4%、そして希望は2.3%という形で希望が多いと出ていますけれども、この回収率を見ますと実際はもっと高いのでは、と想定しています。ですから数字だけでは判断はなかなか難しいということを感じました。吉原委員さんから、学童保育にも預けられないという話の例がありましたが、そのあたりをやはり今後の施策の中に反映していかなければいけないだろうと。確かに回収率も半分くらいしかないので、実際に預けている保護者の方となると、もっと数値は高い気がします。その辺りを見極める必要があると感じました。

高尾会長： このデータだけでは分からない点があると思いますが、要するに全体として放課後保育クラブを希望しない理由というのは何でしょうか。なぜ利用しないのか。

阿部委員： 利用しない理由ですか。

高尾会長： 全体に少ないですね。

阿部委員： 結局この中には、就学前の児童のいる世帯と小学生のいる世帯とで、小学生のいる世帯の中でも、保護者が働いている、働いていないというのも影響していると思います。働いている方を対象にしてみたら、もっと高くなるのではと。ニーズ調査の対象を限定していないので、こうなったの

ではないかと思うのですが。やはり両親共稼ぎという形であればもっとこの数値は上がるのではないかという感じはあります。

高尾会長： どうですか。村上委員。

村上委員： はい。学童保育の話ですけれども、今阿部委員の方から出てきたのが、小学生向けのアンケートの結果で、これが実際今高学年で利用出来てない人達に向けてとったものですよね。これが0～5歳児の未就学の方のアンケート調査を見ると、問38で、土日祝日夏休み冬休みなどの長期の休暇の利用希望としか調査でデータが無いですが、これを見ると、高学年になっても利用したいという方の割合が結構います。ただ現状、高学年は預けられず、塾に行っていたりするので、そこからまた学童にシフトするというニーズは無いけれども、将来的にはまだこれから小学校に上がる手前の保護者にとってみたら、高学年になっても学童に入れられるのなら入れたいというニーズがあるのではないかと、この両方のデータから私は思いました。

高尾会長： 日本の場合には塾に行くとか、そういうことも影響するのですね。

村上委員： そうですね。もう既に行っている人にとっては別に学童はいいですというデータとして上がってきたのではないかと思います。だから潜在的な長い目で見たニーズというのはあるのではないかと思います。

高尾会長： 他にご意見ありますでしょうか。はい、どうぞ。荻野委員。

荻野委員： 荻野です。学童のことですけれども、私の長男が今小学校6年生で、高学年ですけれども、周りで4年生になる前に共働きにも関わらず辞めさせた方が結構いて、理由を聞いたところ、学童に行っていると周りの友達と遊べない、鍵を持ってひとりで家に帰り、鍵はちゃんと閉められるし、連絡も取れる、そういうことで夕方お友達と公園などで遊んで、しっかり時間に帰ってきて宿題をし、その後塾に行くというようなそういう方もいらっしゃるの、共働きだからといって必ずしもニーズがあるわけではないと思います。

高尾会長： はい。そういった意見もあるわけですが。他に、学童だけでなく、調査結果についてご意見がありましたらどうぞ。どうぞ、山下委員。

山下委員： 5ページの間9ですが、気軽に相談できる相手は誰ですかという質問で、友人・知人・近所の人 82.5%、祖父母等の親族 80%くらいという、この上位2つというのはたぶん聞かなくても皆さんそうかなという回答です。



逆に注目したいのが、気軽に相談しづらいというのが、一番下から民生委員・児童委員、市川市の子育て支援課など、子供発達センターとあります。私は、民生委員、児童委員さんと関わったことがありませんので、気軽に相談をするという発想がそもそも無かったのですが、その中で言うところの子育て支援施設やファミリーサポートセンターこの真中のNPO等を私はよく利用しています。たぶん上位の保育園の保育士や幼稚園教諭というのは、保育園・幼稚園に行っていらっしゃる方はそれぞれで相談されているのでしょしからそのようなデータが出ていると思うので、もう少しもっと気軽に相談というこの部分で、力を入れていくところを見たら良いのではないかとこのように感じました。以上です。

高尾会長： 例えばその民生委員、児童委員は具体的に相談内容によるかと。福祉の相談ならこの人達にというような。発達の相談ということになるとまた違ってくると思います。いずれにせよ山下委員の重要な指摘は、そういう行政的な窓口が、利用しにくいという結果であることですね。データからそこを読み取れるということ。はい、どうぞ橋本委員。

橋本委員： 今、民生委員、児童委員の話が出ましたので、主任児童委員の立場から申し上げますと、私も民生委員に任命されるまで民生委員、児童委員がどういう仕事をしているかは全く知りませんでした。初めて主任児童委員になったのがもう10年ほど前で、主に主任児童委員の役割としては、もちろん子育て支援もありますが、どちらかというところ児童虐待の発見通報などに重きが置かれていましたので、なかなか健全なお子さん達、通常的生活が出来ているお子さん達と関わりがもてなかったというのを反省しております。私は個人的に、犬の散歩で朝夕町内を散歩しては、小さなお子さん連れのお母さんを見つけると、「可愛い赤ちゃんですね、何ヶ月ですか？男の子ですか？女の子ですか？」とお話をしています。そうすると、私が主婦の立場であり犬も連れていきますので、警戒をせずにお話をさせていただきます、大変助かっています。

民生委員は全員児童委員でもありますが、お年寄りや生活保護を対象としている自覚はあっても、お子さんを仕事の対象だという自覚はあまりないため関わりが薄いのだと思います。これから民生委員、児童委員としてそれも反省していかねばと思っています。ご指摘ありがとうございます。

高尾会長： はい。それでは市民ニーズ調査につきましては、中間報告ということで、先ほども指摘がありましたように、次回クロス等をやって頂きより詳細な結果を出して頂ければまたそれに基づいて議論していくということになるかと思っております。次にeモニターの調査結果についてはどのように考えられますか。もし感想がございましたら宜しく願います。特にクロス

集計が一部されておりますので、年代的な保育所、幼稚園の利用希望というような事も違いが出ております。いかがでしょうか。幸前委員、何かありますか。

幸前委員： 幸前です。私は e モニターのアンケートでは、先ほどの全体のニーズ調査も含めて市川市はやはり経済的支援を求める声が大きいつくづく思ったのと、e モニターの方には入っていなかったかもしれませんが、遊ぶ場所や、環境の問題です。今度道路の工事も広く始まっているので、やはり子供が安心して遊べる場所ということに対する不安が結構高いと思いました。

高尾会長： 調査結果を見ると、中間報告も含めて e モニターを見てみまして、経済的な支援を求める声が非常に大きい。それから今指摘がありましたように、遊び場です。川副委員いかがでしょうか。

川副委員： e モニターとニーズ調査の方と数値がかなり違うというのを、不思議だと思って見ていました。e モニターの方が、切実さからかやはり意識的に寄せているのか、経済的なことも一時預かりのことも、非常に数字が高いので、e モニターの方がとてもよくわかるというか、実態に即しているというふうに思いました。それから 10 代の方が返して下さっているのは、とても重大な視点だと思いました。ニーズ調査の中で、もし 10 代がありましたら、年齢別の調査をしたいと思いました。やはり 10 代の場合には色々なリスクを抱えている可能性があるのです。6 ページの上の段で、能力・知識とか、経済面等が入っていますので、この人達に対する支援が本当に重要だと感じて見ていました。

高尾会長： 幼稚園の側からいかがでしょうか。

吉原委員： e モニターを拝見しまして、ひとつ、市川の利用者の人達は健全だと思ったのは、3 ページにございます今現在利用している施設を選んだ理由で、内容というのが 1 番にきて、施設と答えた方が低かった。今待機児童解消の目的で、施設をどんどん作れば良いという方向に行政がどうしても行きがちなので、施設よりもどういう機能を持って、何をやるのかという事をしっかり吟味して、確立していかないと、この先 5 年、10 年、15 年と長いスパンで考えた時に、やはり市民のニーズには応えられないというのを感じました。単純に施設を増やすのではなく、その施設を作った中で保育内容・教育内容をきちんとしていくことが大切だろうということです。

10 ページにあります希望する施設と選んだ理由とのクロスでは、幼稚園や認定子ども園は教育保育内容が選ばれた主な理由となっていることに関して、これからの施設の要件を考えていく時に、保育園、幼稚園だけで

はなく、小規模保育等も含めた、子供と子育てに関わる関係の施設については、作るだけでなくそこで何をどうやるのかということはこの会議でも検討していかないと、本当の意味での市民のニーズにも応えられませんし、満足度という点でかなり低いものになってしまうというのを感じました。

高尾会長： はい、緑川委員。

緑川委員： 緑川です。eモニアンケートの調査結果を見ての感想ですが、まず、発信数が3,862件なのに回答数が674件ととっても少ないことに驚きました。もっと何か回答数が上がる工夫が出来たらと。回答率17.5%の結果ですので、もっと皆さんの意見が聞けたらと思います。

後の方の11ページの子どもを育てるに当たって不安に思うことの1番上に年寄りが邪魔をするという意見があったのはとてもびっくりしてしまいました。どんな邪魔をされるのかはわかりませんが。

高尾会長： はい他に、村上委員。

村上委員： eモニの結果は非常に興味深く見えています。こちらの市民ニーズ調査の方は回答者のほとんどが母親で95%です。女性の回答が大半です。eモニの方は性別を見ると、男36、女64で、だいぶ男性の意見がこちらには反映されており、また子どもがいない方が2割、独身の方も10%というので、市民ニーズ調査で上がってこない層の回答がかなり出てきているのではないかと思います。また経済的理由が出てきているのは男性の意見が反映されているからなのかと思います。

もうひとつは、率としては独身が10%、子どものいない人が2割という全体からしたら少数派ですが、そういう人達のニーズが見えたというのは非常に大きいのではないかと思います。特に市川市は人口動態を見ると、若い世代は多いですが結婚して子どもが産まれると市外に出ていってしまう傾向があるので、市川に在住してこれから結婚し、子どもを産みたいという人たちのニーズが見えてこない、子どもを産み育てるための切れ目ない支援は、なかなか難しいのではないかと思います。そういう意味では、eモニの結果は参考程度ですが、若者には、子どもを産みたいけれどもなかなか難しい、といったニーズがあるという視点も含めて、市川市のあるべき姿を考えていく必要があると思いました。

高尾会長： 5ページの施策について、経済的支援を求めるという数字が高いです。この子育て支援のための経済的支援というのは具体的にはどういうものを考えますか。

村上委員： このアンケートからだとういった意見が出ているか分かりませんが、

ここ 2、3 日のニュースでもやはり、東京都の話ですけれども、住宅支援をした方が良いのではという施策を打ち出している立候補者もいますし、母子家庭の為に安い住宅を提供する住宅メーカーが出てきており、どちらも低所得者層への支援になります。市川市は近隣からしても土地が高いですし、賃貸なり家を構えるにしろ高いので、そこでどうしても自分達の稼ぎから子供をつくるための広さの家は、なかなか借りれない、買えないので、もう少し郊外に行ってしまうという人が非常に多いと思います。そういった住宅の補助控除なのか、低所得者でも入れるような、空き家もいっぱい市川市にはありますので、上手なマッチングがあれば市川市もまだ住んでいたいと思う人も増えるのではないかと思います。

高尾会長： 子育て世代の方々はどうでしょうか、はい。

緑川委員： 市の子ども・子育て施策について充実させてほしい経済的支援ですので、私は実際子育てをされていて、やはり一番気になるのは医療、学費、また児童手当がとても助かります。そういったことも含めると思いました。

高尾会長： はい、どうぞ。荻野さん。

荻野委員： 荻野です。12 ページのその他のところの回答ですけれども、やはり乳幼児医療の助成において所得制限の見直しをしてほしい。慢性疾患を持っていると毎月 5,000 円～8,000 円の医療費となり負担が大きい。また、子どもの医療費無料（中学 3 年生まで）と書いてあるようなニーズが経済支援に直結するのではないかと思います。

高尾会長： はい。それでは他に e モニターについてありませんでしょうか。はい、どうぞ。

西委員： e モニターは参考程度ですがやって頂いて良かったと結果を見てとても感じました。特に 20 代の方の要望というのがはっきり出ている、20 代においては保育所の希望が多く、さらに仕事を持ちたいという、これは 20 代だけではありませんが、4 ページのところを出産後仕事を持ちたいという回答も両方合わせてです。これからの待機児童が 20 代の方でかなり潜在的にいるのだということがはっきり出たのかなと思います。潜在的待機児童。それがはっきり出たなという印象を持ちました。

あともう一つ、充実させて欲しい施策で経済的支援の次に病児病後児・一時預かりという要望が非常に高い。お子さんがいない方がこれだけの割合で答えている訳ですから、イメージとして、非常にそれがあつたら仕事が続けられると。しかし現状のこちらのニーズ調査では、使いにくい、料金が非常に高い、それから内容がわからないというような情報に関しても非常に

ギャップがはっきり出ています。地域の方が望んでいることと、現状のギャップがここには表れているという印象を持ちましたので、両者を見ていくと、これからどれだけ情報をきちんと届けていくかという課題も見えるような気がしました。

高尾会長： はい、どうぞ、阿部委員さん。

阿部委員： 阿部でございます。その他の自由記載の中を見ますと、先ほどもありましたが属性の分析の性別で、女性が約3分の2、男性が3分の1ということで、eモニターは男性の意見も強いですが、やはり切実なる思いが、この自由記載を読んでみると書いてあります。具体的に結構書いてあるのですが、しっかり分析をして、実際に本当に困っている人たちも、現実的にいると思います。この中で述べられていると思うのでeモニターはやって良かったということを感じました。

高尾会長： はい。他にありますでしょうか。eモニターはもう少しクロスすることは可能なのでしょうか。

事務局： はい、元データがございますので、クロス集計することは可能です。

高尾会長： クロス集計しても出てこないことも結構ありますけれど、もう少しやってみてもし結果が出てくれば、また紹介して頂きたいと思います。

はい、それでは次に移りたいと思います。本日は非常に議題が多いことから、就学前児童の基準に関する項目、次第3から次第5につきまして、まとめて説明した後、審議の時間をとりたいと思います。それでは次第3、地域型保育事業施設及び運営に関する基準について、次第4、5、というふうに説明をお願い致します。

子育て支援課長：(資料3「地域型保育事業の認可基準について」、資料4「確認制度」、資料5「支給認定基準について」に基づき説明)

高尾会長： はい。それでは、ただいま事務局より説明がありましたけれども、何かご意見はございませんでしょうか。次第3,4,5と順番に行きたいと思いますので、まず3からお願い致します。まず職員数に関してはどうでしょうか、吉原委員。

吉原委員： 職員数に関してはですね、国の基準通りでというご提案だったのですが、これは最低限守らなければならないものだと思います。出来ればもう少し手厚くしたほうが良いのかなと思って聞いておりましたが、な

かなかそうもいかないでしょうから、特別これに関して私は意見申し上げることはないです。

高尾会長： 川副委員どうですか。

川副委員： 市川が保育の質をどう考えるかという、国がこういう緩和措置をとっているので、ちょっとどうなのかという。特に家庭保育事業については、問題ないですが、小規模保育事業は民間施設になりますので、民間保育園で講習会を受けるという国の考え方には少し疑問を持っています。ただ中の全体の流れとしましては、やむをえない状況だとは思いますが、ちょっと不安はあります。

高尾会長： 他にありますでしょうか。そうすると全体としては、国基準通りということですね。職員数、資格要件、それから居室の面積。どうですか、ご意見ありますでしょうか。はい、どうぞ。

西委員： 国が基準化していますのでそれにプラスするとなると、すごく難しく厳しい状況があると思いますが、先ほど川副委員がおっしゃいました、小規模保育事業は市町村認可になるので、責任は大きいと思います。

A、B型は職員数の基準は6:1で、プラス1の裁量があるから、プラス1で1歳児の5:1が実現できる、要するに1歳児は5:1という考え方、これは東京都など近郊都市でも今過配をして5:1で運営しているところもあるので、このプラス1というのが現実的にきちんと行われれば、市町村できちんと基準で抑えておけばいいと思います。

少し疑問なのが、資格要件のB型2分の1の保育士資格ですけれども、これが2分の1ではたしていいのか、何とか潜在保育士を掘り起こしながら、3分の2くらいに出来たら質が保たれるのではないかと。やはり市町村がここは責任を持ってやっていく部分だと思いますので、やはり保育士資格は最低限持って頂きたいという気はいたします。家庭的保育も、ある一定要件で問題ないと出ていますので、なんでも保育士資格に固執するわけにはいかないと思いつつ、現状の質を保っていくために市町村裁量の部分で3分の2にならないかと、考えて頂けたら嬉しいと思っております。

高尾会長： 川副委員さんどうですか。

川 副 委 員： 本当にその通りです。職員の数というよりは、私の意見は今の資格のところでは、とにかくここは市川市、是非保育の資を担保するという意味で、努力義務であっても、なるべく保育資格者を、というように考えて頂きたいと思います。

高 尾 会 長： はい。では他に。では小安委員さん。

小 安 委 員： 私は、国基準に従うという提案の中では、基本的にはこの基準が良いと思います。最低限きちんと国基準はクリアしているという中での認可であればいいのではないかと。今ご意見があったように、もっと認可要件を厳しくしていくというやり方もなくはないにしても、参入しにくくなるというデメリットもあるという中では、出来るだけ事業者を参入させていくという考え方があるのであれば、私は国基準に従うことで良いのではないかと思います。

高 尾 会 長： はい。他にご意見はありますか。そうすると次の 4 ページ居室の面積はどうですか。西委員どうですか。

西 委 員： はい。これも国基準を一応クリアし、さらにプラスの部分という事も考えられるので、やはり最低基準、国の児童福祉法自体が色々な場面から見えていくと厳しいものです。ですからそれが守られているというところでは、同水準として、もっていけると考えられる数字かなど。プラスアルファもありますので、そのように思います。

高 尾 会 長： はい。他にご意見あればいかがでしょうか。そうすると審議ポイントのその③と④、事業所内保育事業の地域枠の子どもの受け入れと、連携施設による卒園後の受け皿も含めて、ご意見頂きたいと思います。吉原委員どうですか、特に審議のポイントの 4 など。

吉 原 委 員： これから小規模保育なり家庭的保育は、例えば市川市の場合で申し上げるならば、面積的なことを考えてこれから 90 だ 100 といった認可保育園をつくる土地を確保するのが段々難しくなっていくのではないかと感じています。特に待機児童の多いと言われる市川、本八幡地域の中で空き地を探すことはほぼ不可能に近いです。そうなってきた場合、小規模保育なり家庭的保育なり、特に事業所内よりも小規模保育を拡充して、施設要件を満たした中でやっていくことになります。

その時におそらく審議のポイントの④で、2歳以降、3歳からどうするかというところが一番の大きなポイントではないかと思います。今回の安心子ども基金で、施設要件が変わりまして、認定こども園の幼稚園型とも言われますが、1、2歳のことも幼稚園型で出来るようになってきていますから、私立の幼稚園で定員が空いているという状況があるだけに、小規模保育の受け皿として、事業者の間で協議により優先枠の設定と書いてありますけれど、ここら辺はある程度計っていくことが、0、1、2の待機児童の解消においてもとても大切だと思います。

本八幡や、市川の駅前には多数の幼稚園がございますし、定員割れをしているのが現状でございますから、その連携を行政が間に入りながらどのような形にしていくか。

預かり保育の充実ということもふまえて、になると思います。市川型として先ほど就労型の預かり保育の充実というお話をしましたけれども、例えば認定子ども園に移行しなくても小規模保育の子どもたちを受け入れられることが出来るような横浜型の保育事業のように展開できるように、今回の制度で網羅して頂きたいと思います。小規模保育、それから事業所内保育施設、家庭的保育施設を充実させていくことがとてもポイントになるのではないかと私は個人的には思っています。

それと先ほど申し上げた、これから90、100というような認可の保育園をつくる面積が本当にあるのか。言葉が悪いですが、この周辺で園庭のない施設を作ることが良いのかどうか。先程お話をしましたけれども、施設を作れば良いということではなくて、どういう機能を持っていて、何をやるのかを考えて、認定こども園になる・ならないは別にしても、今財産としてある幼稚園をいかに活用していくかということ。そのためには市川市が、横浜型のような、特定保育事業を、充実させるようなことがとても必要ではないかと思っていた中で、国が示す考えの通りというのが、いかななものかと思っはいました。

高尾会長： 川副委員さんどうですか。

川副委員： 市川の中には今までも3歳児までの保育施設があって、3歳幼児については、公立保育園の中で近隣が受け入れる協力はしていらっしますが、やはりここはとても重要なところだと思います。今後小規模保育所が地域型で増えていくと、3歳以上児の受け入れについては、本当に私たちも、保育・幼稚園の関係者もきちんと考えていかなくちゃいけないかなど。その計画の下で、小規模保育所を作っていくというようにしないと、親御



さんも預ける上でその後も不安があるので、そのあたりは協力していきたいと思っています。

高尾会長：他に。どうぞ、小安委員。

小安委員：先ほど出ました4ページの居室面積の参酌すべき基準で、事業所内保育事業の定員20名以上のところで、乳児室とほふく室について、ひとり3.3㎡、これについては国の基準よりも県の基準を参考にするということで説明があったと思いますが、乳児室とほふく室の間に斜めの線が入っていますが、これは合わせて3.3㎡というように見てよろしいでしょうか。それとも乳児室もほふく室も共に3.3か、を教えてくださいたいです。ここは参酌すべき基準で、国基準通りではない部分なので。

高尾会長：そこは事務局の方で。

事務局：一応、表現上は乳児室またはほふく室ということで、ひとり3.3㎡となっていますが、すみませんが後ほどお調べして、次回回答させて頂きたいと思っています。

高尾会長：じゃあ一応ここは保留ということで。

小安委員：乳児室またはほふく室というのは非常に微妙な表現といたしますか。どちらかひとつで良いのか、両方置いてもいいし片方だけでも良いという意味なのか、その辺のことも含めて確認をして頂きたい。

高尾会長：つまり県の基準と国の基準の違いですね。市川市としては県の基準に従うということであれば、そこは良くなるのかどうなのかということが心配ということですよ。

つまり国の基準よりも高いということで良いのでしょうか。

川副委員：この市の基準案の、国の基準通り、家庭的保育も、小規模保育も、それから定員19名以下のところも、国基準通りと書いてありますが、今はこの県の基準も、国の基準も、最低基準が一致していますので、いわば、この事業所内の20名以上のところの県の認可基準というのは、全部が県の基準と書いてもオッケイだという内容だったと思いますが、いかがでしょうか。国基準と書いてありますが、実質的には県の算定基準が国基準に

なっているので、今は県の条例に基づいて認可等がされますが、いわば、ここだけ見ると、事業所内保育所が県の基準というふうに書いてありますが、全てが県の基準でもある、というふうに、国基準と県基準が一緒ですから、ここには何も差が無い。

それからほふく室と乳児室の違いは、私たち全般はどんなことをしているかという、ほふく室というのはもうハイハイをしているお子さんのことを言い、乳児室というのは、まったくベッドで寝ているような赤ちゃんのことを言います。ですから産休明けで、お預かりした時は乳児として預かり、そのお子さんがもうハイハイをするようになりますと、実は途中で3.3ということ、私たちが監査の時には、ハイハイしているか、していないかという非常に曖昧なところです。年齢とかでなく、実際のお子さんの動きで考えておりますので、それで1.65と3.3で計算というのは、上限の算定基準というのは、最近はそういう計算をしています。

高尾会長：事務局で説明はありますか。いいでしょうか。それではそこは次回に明らかにして頂くということになります。はい、じゃあ他にありますか。はいどうぞ、山下委員。

山下委員：6ページの受け皿の件ですけれども、この小規模保育が終わった後3歳からの保育園入園について不公平感が生じるということですが、私は不公平ではないと思いました。理由としては、今お母さん達の間で、保育園に入れるには無認可の保育園に入れてから、認可の保育園に入れるという流れは当然というか当たり前のような流れです。そこでこちらの小規模保育に入れた後の3歳からの保育園という流れは、特に疑問を感じないというか、むしろお母さんたちにとっては選択肢が増えて良いのではないかと思います。例えば無認可に入れたくないけれども家の近くの小規模や、色々なタイプがありますが、そちらの方が良いというお母さんもいるかもしれません。そうすると待機児童の解消にもなると思いますし、むしろ3歳から保育園に確実に入園できるという保護者の安心に、逆に繋がるのではないかと思います。もしそういう流れを作っていく場合、こちらの小規模保育に強く力を入れてサービスを上げていけば、無認可よりもこちら側を選ぶお母さん方が増えていくのではないかと思います。以上です。

高尾会長：という意見がありますが、どうですか。

川副委員：その通りだと思います。

高尾会長： 吉原委員さんどうですか。今のことに関しては。

吉原委員： 申し訳ありません。私の方が0、1、2というのがまだ保育対象ではないのでニーズがどの程度あるかといった把握は出来ないのですが、ただ現状で申し上げるのならば、本八幡の高架下にある、保育園さんが、2歳で終わってうちの幼稚園でお預かりするというケースは今までも多数あります。そういう形での我々の取り組みも現実的には今、実質的には行われているということをご理解して頂ければ良いかと思えます。

高尾会長： はい他に。事務局どうぞ。

事務局： 山下委員に確認なのですけれども、先ほどの意見は優先的利用枠を設定した方が良いといった趣旨のご意見ですよね。

山下委員： おっしゃる通りです。

高尾会長： はい。それでは他にありますか。はい、村上委員。

村上委員： きっとエリアとのマッチングの問題だと思います。先ほど吉原委員がお話をしましたけれども、私の子供が通っているところでも、やはり高架下にある園から来るお子さんがおりますけれども、定員のマッチングが上手くいっておらず、色々なところに行かなければならなくて、探すのがとても大変だと。そういった問題があるから、2歳で終わってしまう保育園を選びにくいという状況があることはよく話に聞きます。そういった保育園も必要ですけど、その先に行ける道がちゃんとその地域にあるかどうか、上手く配置できるかどうか、大きな問題だと思いました。

高尾会長： はい、どうぞ。

西委員： はい。保護者の方の不安、3歳以降というのは見えないと不安だと思います。先ほど吉原委員が言って下さったように、現状の幼稚園の枠の中で行けるルートというのが調整できているというのはひとつの大きな不安解消になるだろうと思います。また今保育所の定員は寸胴型かと思えます。そこで3歳以上の定員枠の見直しをするのか、しないのか、ということがあります。3、4、5歳のところで、定員枠を若干動かすことを可能と

するのか。保育園の優先枠を作ってしまうとそこに山ほど待機児童がまた出来てしまうということも考えられます。ひとつは、吉原委員さんが言ったような調整で、幼稚園できちんと受け皿を作っていくこと。それから現状の保育園の中での3歳以降の定員の見直しをするか、しないかという問題があります。どの程度そこを考えていくのか。面積と、保育者数と、現状の園児数との兼ね合いと、地域性があると思いますが、少しはやはり見直しをしていくことで、保護者の方が3歳以降の行き先について安心感を持てる地区も出てくるのではないかと思います。とても回りくどい言い方をしていますのは地区差があるのと、やはりこれから幼稚園の運営と言いますか、地域との協議が重要なのかなという気が致しますので、両方考えた上で、保育所の3歳児枠をやはり一度は見直しをしておく必要があるのではないかという気がしています。

高尾会長： はい、どうぞ。吉原委員さん。

吉原委員： 本当に今のご意見の通りです。それと同時に、認定子ども園は置いておきまして、就労型の預かり保育の充実という観点から考えて、先ほど支給認定の基準についてご説明がありましたが、今回例えば2号認定の場合に、短時間利用の8時間利用と、教育標準時間利用の11時間利用とに分かれた場合、おそらく小規模保育の受け皿になっている方々が、どちらに分類されるかということが大きなポイントになってくると思います。その場合に、例えば幼稚園の預かり保育の充実について、11時間保育が出来ないにしても8時間の短時間保育はできるかもしれない。そういうような政策誘導も踏まえた形で、おそらく、色々な体系を作っていきますと、3号認定は別ものになりますけれども、1号認定プラス2号認定のところ、それと同時に小規模保育の充実ということ考えた時には、ここの、先ほどの保育の必要性のところとの兼ね合いが、大きなひとつのポイントになるかとは、ずっと思っているのですけれども。

高尾会長： ちょっと単純な疑問ですが、小規模保育を卒園した後に、上手くその3歳以降の受け皿を、そういった特別枠を設けて、上手く入れることは可能なのでしょうか。現実的に。

吉原委員： 今までそういう優先枠をやったことがないのでちょっとわかりませんが、実際にうちの場合でご相談を受けたときは、2歳の早い段階で、実はこういう理由で、一応小規模保育が終わるので、居住地区がうちから歩い

て行けるような地区でしたので、幼稚園のやっている現行の預かり保育の時間の中であれば、自分はパートタイム通勤で働いているので可能である、というようなご相談でしたので、わかりましたと。ただ早めに、幼稚園の場合は、例えば10月の15日に願書の配布で、11月の1日受付だというひとつの決まりがあるので、その基準の中で、それと市と違って直接お申し込み頂いて、というようなお話をしました。来年入るのが1人、過去2人で合計3人という感じです。だからその道筋がある程度きちっとしていれば優先枠は出来ると思いますが。今は個別のお問い合わせに対して個別に対応したというだけで、そのような感じです。

高尾会長： はい、どうぞ、幸前さん。

幸前委員： 幸前です。ひとつ質問をさせて下さい。最後の6ページの考え方のところの真ん中らへんに書いてありますけれど、絶対的な優先的利用枠の確保を求めて、必要でないにも関わらず地域型保育事業を利用されるケースも想定される、と。地域型保育事業は先ほど、支給認定基準とか、誰でも入れる保育園なのか、入る時にはやはり仕事をしているとか、保育をする人がいない、という条件で入る所なのか、というところが質問なのですけども。

高尾会長： それではそこは事務局の方で。

事務局： 地域型保育事業についても、やはり保育の必要性の認定を受けた方が利用できる事業になります。

高尾会長： はい。

幸前委員： となると、必要でもないにも関わらずというのはまず有り得ない前提かとひとつ思いました。あと不公平感が発生するというのは、今地域型保育事業が認可の保育園でない、無認可の状態だと思うのですが、まずそこに入るのに、かなりのお母さんたちは苦勞をされて入っていると思うのです。まず保育園に入るところで。そこが2歳までしかやってないから、またそこでもう一回大変な思いをして次の保育園を探すという、むしろそちらの方が不公平感であると。3歳から入りたいというのは一回目のトライなので、苦勞されるのは。保育園に入りにくいっていう状況は他の方と同じかなと。むしろ、1回入ったのに、2歳までしか入れないか

ら、も1回大変な思いして次の保育園を探すという方が、私は不公平感があると思いました。

また前半の方の、定員数とか広さの事に関してはちょっと私も専門でないのでよくわからないのですが、よくあるのは、認可基準に達しているが、とても質が悪いということもあると思います。しかし国にしても市にしても、認可基準を満たしているから何も口出しが出来ないという場合も多いのではないかと思った時に、質のことに對して何か担保になるようなものはないのかと思いました。

高尾会長： 質に関しては第三者評価でやる以外にないと思います。それで利用者が判断するしかないかと。それをキープするために第三者評価を受けている。保育所も幼稚園でやりますよね。

川副委員： いや、第三者評価は民間までは。

高尾会長： 受けない施設もある？やらない？徐々にやるように、施設はやるように？

川副委員： だけど27年度からはありますね。

西委員： はい。今回市川市の場合小規模保育事業のABC型というのが、新たな事業になるので、市町村の監督の下という形になりますよね。そうすると、監督するところが、一応、基準を満たしているかどうか定期監査的なことが入ってくるというふうに考えていいわけですね。今は民間の定期監査がございますし、第三者評価も十分やっていますので。その形の小型版というように考えられると理解していいかと。

また逆に、市町村に指導育成していく義務があります。東京都等ですと、認証園とか、それから横浜、横浜はちょっとこれとは違うかもしれませんが、区によっては指導育成課が循環指導を、保育の質ということでやっています。退職園長先生達の特任で入っていたりする課も多いですけども。そういうことで、質の全体を上げていく。という指導は今後やはり行政として考えていく枠になっていくかと。認証園で先取りをしていた東京都はそういう形である程度質は担保できる、ということになっていますので、その辺は今後の市の取り組みのひとつではないかというように、考えます。

高尾会長： はい、どうぞ。

小安委員： 先ほどの、連携施設による卒園後の受け皿としての支援の中で、考え方の中に、必要でもないにも関わらずというところについては、私もそういう事があってはいけないのですが、実際の考え方としては絶対的優先枠というのを設定してしまうというのはどうなのか。やはり保護者の安心、事業の安定性という、利用者の公平感の調整、全体的なバランスを見て、資料左側のような支給認定基準の優先利用の仕組みにより対応という考え方の方が良いのではないのかと私は思います。

高尾会長： はい、どうぞ。

西委員： 先ほど皆さんから疑問が出ている、必要でもないのに地域型保育事業を希望する。これは育休を取れるけれども、入るためには先に預けるとか、これも非常に待機児童が多い東京都の例ですが、入る為に一旦パートに何ヶ月か勤めて1年間認定され、その後一旦辞めてしまう、しかし業績として、業績とは無認可に入ると指数が高くつくので、親が働いている現状を作って無認可にある程度入れてその優先枠を取るということが現状では起きています。本当であればぎりぎりまで二年育休を取れる事業所に勤めているから取りたい、だけど一旦復帰しますとか、色々な形であるので、それを懸念した文章なのかと思ったのですが。認可保育園に最終的には入りたい、小規模じゃなくてずっと0から6まで入りたいという方が裏で時々行っています、お母さん方の声で聞きます。それを懸念された文章かと理解したのですが。やはり市川でもそれが懸念されているという部分で書かれたのかなと。あまりはっきり優先枠を作るとそういった問題が出てきて公平、不公平感が出るという意味かと理解したのですが、そういうことでしょうか。

高尾会長： 行政の方でそこを。この文章ですね。

事務局： この文章を作った時には、正直に申し上げまして、その認可保育園のことが念頭にあって入れた文言です。ただ、先ほど幸前委員の方から保育の必要性の認定が必要なのですよ、という確認があり、そう言われてしまうと確かにそうなのかなと納得してしまうところもありまして、なかなか言い様がなかったところなのですけれども。

高尾会長： はい。わかりましたか。

西委員： 必要性の 0、1、2 の認定のところをきちんとしていけば今後これは防げるのではないかと。今まででは認定の必要性は少し違っていましたから。というふうに解釈していいわけですね、右の方について。わかりました。

高尾会長： じゃあ、次第の 3 の方は、一応宜しいでしょうか。それではですね、次第の 4、確認制度についてご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。教育・保育施設、地域型保育事業に関する運営基準についてです。はい、小安委員。

小安委員： 3 ページの上乗せ徴収等の取り扱いのところで、先ほど、実費徴収、実費徴収以外の上乗せってということについては、今後の問題だというふうなお話だったかと思うのですが、具体的に法に定める利用者負担以外の実費徴収とか実費徴収以外の上乗せってというのはどんなものが想定されるのか

高尾会長： そこは行政のほうで、宜しいですか。

子育て支援課長： まず上乗せ徴収ですけれども、例えば制服代であるとか、教材であるとかというものを想定しています。それから実費徴収以外の上乗せ徴収というのは、例えば幼稚園等でよく行われていますけれども、サッカー教室であるとか、お花の教室であるとか、そういったようなものを想定しているようです。

高尾会長： はい、吉原委員。

吉原委員： 保育園さんよりも我々のところが一番関係がありまして、この上乗せ徴収に関しましては今後施設型に移行してきますと、今まで保育料、それからそのほかのものは幼稚園の裁量で、それぞれの園が決めていたわけです。今度公定価格が導入されますと、一律いくらという負担になるわけです。その場合に今お話があったように、幼稚園単独で行っている事業、例えば制服ですとか、国の基準が出ていないので何とも言いようがありませんが、例えば給食のお金をどうするか。保育園さんの場合と違い、給食をやっている園とやってない園があります。それから通園バスの問題も、バスに乗っている人、乗っていない人をどうするのか。今後施設運営費になるので加算がないのであればバスを辞めますよ、ということが出来るのか



出来ないのか。そのような諸々のことを全部含んでおります。問題の根本にあるのは、今まで保育料を、それぞれの園の実情に合わせて決めていたという現実から、施設型給付に移ると市からの運営費としておいてくることになり、それで賄いきれない部分をどうするか、ということです。これは一律なんとも言えないのではないかと。国の基準がこれからだと思いますが、おそらくこれからの1番のポイントになると思ってはいるところで、施設型に移った場合、幼稚園の1番変わってくるところで、一律に収入・所得に応じてうんぬんという事ではなかったのです。ただ今の現時点ではなんとも申し上げられないかと。

高尾会長： そのことについてご意見ありますか。

小安委員： そうであれば、国の基準通りということで宜しいですね。

高尾会長： ではそこは今のところ国の基準通りということで宜しいでしょうか。時間の関係もありますので、次の次第の5、子どものための教育・保育給付の支給認定について、意見を頂きたいと思います。はい、幸前委員。

幸前委員： 国の方で新たに入った虐待・DVの部分、また子どもの障害の部分、優先利用の障害の部分について、今のところ「その他市長が特に調整の必要があると認める場合」で加点になっているということですが、なかなかこれが均等に必要と認めてもらえるのかどうかということです。

あとひとつ地域で色々な子育てに関わっている人達を見て、子どもの障害もありますが、親が若干障害を持っているのではないかと。人付き合いがとても難しい方とか、地域で交流がもてない方が、本当に幼稚園も行かせずに、ご自宅で、3歳児になっても幼稚園に行かせていないご家庭を見た時に、誰か集団で救ってもらえないかととても不安に思うことがあります。今の段階では仕事をしてないと保育園に入れないという、幼稚園も公立幼稚園の無い地域でしたら、ある程度の金額がかかるので、幼稚園さんも気にはなっているけれど、強く入るようには勧められないという部分がありとてももどかしい思いをしています。是非、言葉を入れて頂ければいいなど。同じ扱いであったら、その他という形ではなくて具体的に項目を入れてほしいと思いました。

高尾会長： 親の障害？

幸前委員： 親の障害というか、虐待・DVとか、ここに挙げている部分、子どもの障害。

高尾会長： それは当然かなというふうに思いますけどね。他にご意見ありますでしょうか。

5 ページの、幼稚園、保育教諭、それから保育士の子ども、をどうするか。それから他の児童クラブの指導委員の子どもをどうするか、についてはどうですか。

川副委員： そこまで言って頂けるのであれば、5 ページですが、子供が障害を有する場合について斜線が引いてあるのは残念だと思いました。それから、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子ども、それから放課後児童クラブの子どもについては、解説の6番で、市川が認めても良いのではないかという考えを提示されているので、これは是非そうして頂きたいと思っています。国もそういう方向で意見が出ておりほっとしました。待機児童は、保育士さんを確保できなければ受け入れも出来ないのも、是非やって頂きたいと思っています。

それから保育の必要性の中で、6 ページの同居の親族の取り扱いについてですが、これに対してはすごく異論があります。国の方では、子ども・子育て会議においては、調査段階からこの同居の条件はやらないという方向性でしたし、減点が問われているというのは、私は反対です。これはなぜかと言うと、今までは保育に欠けるということでしたので、やむを得なかったと思いますが、実はそれゆえにどのような事が起きていたかという、別居をするといったことが非常に多くなって、子育ての孤立感や不安な状況にさらに押しやるような条件が今までの保育制度としてありました。本当は明日にでも直してほしいくらいですが、これからは保育を必要とすることになるのであれば、やはり子育てを助けてもらうのは、さっきデータでも相談するのは身内、身近な親族というのがありましたから、それらを考えると、その方が近く、一緒に生活しているというのは、子供も安定しますしお母さんも安定します。ですからこの部分は、是非国と同じように、同居で減点という点数は一切市川はなしというようにしてほしいと思います。

その他にも理由としては、人類が、その方が、その存在というのは、孫育てをして人生を安定するという生命の仕組みから考えてみますと、それを損なう制度は好ましくないと思います。そういう視点からも国も考えたことですし、さらに10代の方たちは、保育園に預けようと思っても、どうしても10代は不安なので、予期しない妊娠や出産に対する親族のケアを後押しもしている状況で、保育園に入れないというケースが非常に多い

です。保育園に入ることによって、自立していくこと支援も出来ますし、是非、若い人たちが崩れていかないようにという意味でも、同居という、それを拒絶するような制度は是非撤廃してほしいと思います。

それから WAIMH という世界乳幼児精神衛生学会でも、この問題を取りあげています。妊娠中からのケア、特に 10 代からのケアというのは凄く重要で、そこのケアがなされるか、なされないかによって、非常に虐待も犯罪も離婚率も非常にリスクが高くなっていますので、市川もこの同居の減点は是非なくしてほしいです。

高尾会長： はい。だいたい川副委員さんの意見でここはまとまるかと思います。ただ、待機児童の問題等、色々な問題や兼ね合いがあると思いますけど、一応行政の方でも検討して頂きたいと思います。時間の関係がありますので、次の課題にいきたいと思います。それでは次第の 6 で、放課後保育クラブの。

事務局： 高尾先生。すみません、先ほどの

高尾会長： 面積の？

事務局： 回答だけさせて頂いても宜しいでしょうか。

保育課担当： すみません。それでは先ほどご指摘頂きました点につきまして、回答させていただきます。4 ページの、事業所内保育事業の市の基準案のところですが、乳児室ほふく室でひとり 3.3 m<sup>2</sup>と書かれておりますが、乳児室ひとり当たり 3.3 m<sup>2</sup>、ほふく室ひとり当たり 3.3 m<sup>2</sup>、単独になります。はい。

高尾会長： ということは要するに、国の基準を上回るということですよ。

保育課担当： はい、県条例と同様の形をとっています。

高尾会長： ということで宜しいですか。

川副委員： すみません、とても大事なところ、3 ページですが、時間の問題ですね。就労の時間の問題について、1 日 4 時間かつ月 16 日については、以前もご意見申し上げさせて頂きましたが、この日にちで考えるということではなくて、是非時間で考えてほしいなど。何故かというと、就労形態がかな

り様々になっているからで、この日にちに合わないからといって、より苦勞をして、わざわざ誤魔化してやらざるをえないというような状況になっているので、例えば 48 時間というのをやってしまうと、たしかに待機児童は増えると思いますので、当分の間は 64 時間という、要するに月 64 時間という、3 ページのですね、ABC というのがあるとすれば、時間で考えて頂いて、将来は待機児童が減っていったら 48 時間というように考えるという文言は出来ないのでしょうか。日にちと 1 日の時間を決めるのは、今からの就労形態のことを考えますと、非常に現状に合っていないと思います。

高尾会長： はい、今のところそういう意見があると。事務局の方でありますか、このことについて。時間で考えるということについては。

事務局： 保育課の飯島と申します。やはり先ほど説明させて頂いたように、本市の場合待機児童がたくさんいらっしゃるということで、現在週 4 日以上、月 16 日以上ということで、1 日 4 時間で 64 時間という計算をさせて頂いています。月 64 時間という形になった場合に、逆に想定できるのが、先ほども説明あったかと思いますが、週 3 日とか、2 日でもクリアしてくような形になっていくことを想定されますと、やはり待機児童がどんどん増えていくような形になっていくと今のところ思っていますので、あえて 16 日を入れさせて頂いているような形になっています。

川副委員： それでは現状と変わらない。国がなぜこういう時間にしたのかという意図が全然わかっていないと思います。たしかに待機児童は増えると思いますが、やはりもう就労形態が変わってきていますし、どうしても優先順位は、時間の多い人から入ってきてしまうので、待機児童が減らないという問題は起きてくるかと思いますが、その待機児童の問題よりも、就労形態が多様になってきているということ、是非市川は臨機応変に対応して頂きたいと。今私は 48 時間とは言っていません。月に 64 時間というところで、これだけでもかなり締め付けられると思います。船橋などはもう全然違いますから。船橋より非常に厳しい条件で、市川はあるわけですから、よく検討して頂きたいと思います。

高尾会長： はい。

幸前委員： 私も川副先生と意見は同じですけど、待機児童が増えるから計画はこれ、ではなくて、ニーズがこれだから計画はこれという方向でもっていき

たいと思うのと、もう一点はやはりこの4時間16日から外れた人が今現在一時保育の枠を使って保育園に行き、その分リフレッシュの枠が全く取れないというのも現状で聞いています。出来るだけ普通に正常に正規で入って頂いて、やはり週2日しか来なかったら来ない3日だけはリフレッシュの枠を、一時保育の枠を増やして頂くとか、色々な工夫をしていきながらニーズに応じていく計画を立てて頂きたいと思います。

高尾会長： 行政は今の意見を良く検討して頂きたいなというふうに思います。それでは次第の6で、放課後保育クラブの

子育て支援課長： すみません会長。5ページの、子どもが障害を有する場合について、少しご意見を伺えればと思います。

高尾会長： これは、子供が障害を有する場合は、要するに追加するという。優先的に取り扱うという意見が出たのではないですか。はい。

緑川委員： すみません、実際に障害者を抱えている親からすれば、今子どもが通っている幼稚園も特別学級があったりはします。実際に特別支援学校が今現在増えているとおりに、やはりそういうお子さんも多くなっているなど実感しています。先生の確保等も大変だと思いますけれども、やはりさっき幸前委員がおっしゃったように、虐待とかDVを受けているような、こういう弱者にも安心できるような、優先的な枠があった方が親としても安心できると思えました。

高尾会長： という意見で、まとめたと思うのですけれども。はい、どうぞ。

小安委員： ここの部分はさっきの説明では横線の形で話がまとまったのかなと思ってしまっていました。そこのところはどちらにしていけるのか、はっきりされた方がいいかと。ただ子供が障害を有する場合、国の優先利用の例示としては入っているわけで、現行の市規則にその旨をきちんと入れるということについて、事務局では現状ではなかなか難しいというお考えがあるということでしょうか。

高尾会長： そういうことなのですか。

事務局： わかりにくい説明で申し訳ありません。現行の市規則での優先的取り

扱いのところの○と横棒線というのは、今優先的な取り扱いをしているものは○、してないものを横棒線という形にしています。それに対する、今後、新制度の基準を作るにあたっての考え方を、下の市基準案というところに書かせて頂いているところです。

ただ子供が障害を有する場合については、なかなか今、市としての案も出せていない状況だったので、今は健常児と平等に取り扱っているのだけれども、そうではなくて、優先的な取り扱いが必要なのかどうかというところで、ご意見を頂いたところです。

高尾会長： だから、優先的な取り扱いを検討するということが。宜しいですか。はい。

荻野委員： 荻野です。ごめんなさい。障害を有する場合ということなのですが、障害というのは身体的な障害だけでしょうか。その他の障害もあるだろうし、そういうことは何か基準というものはあるのでしょうか。

高尾会長： いや、障害という場合には全てのことを言うわけで、身体的な障害だけではないというふうにご理解頂ければと思います。

ですから、要するに棒線のところは検討するということが。前向きに検討するということが宜しいのではないのでしょうか。どうですか。ということをお願いしたいと思います。それでは次第の6、お願いしたいと思いません。

事務局： 青少年育成課でございます。まず説明に入る前に、恐れ入りますけれども、資料の6の訂正がございます。

(資料6の訂正) 訂正部分：1 ページ目 2 箇所

- ・ 文章内『の』の重複
- ・ 表内 28 条→38 条

それでは資料6「放課後児童健全育成事業（放課後保育クラブ）の設備及び運営の基準について」にもとづきご説明させていただきます。

高尾会長： 今、放課後保育クラブの設備事業、設備基準について説明がございましたけれども、今後これを国の基準、それから専門委員会の報告書等を参考にして、市の方で基準を考えていくということになるのかと思います。ちょっと今日は時間が押していますので、これを参考にして頂いて、次回にもし質問がありましたら、質問をして頂くことに致しまして、次第の7、それから次第の8につきましては次回の会議にお伺いさせて頂きたいと

思います。それから今日、委員提出の資料がありますけれども、文書になっておりますので、これを次回に回して説明頂くということにしたいと思います。長時間に渡りまして、ご審議頂きましてありがとうございました。

【午後 4 時 30 分閉会】

平成 26 年 2 月 7 日

市川市子ども・子育て会議会長 高尾 公矢

